

第4回 市川市市民活動団体事業補助金審査会 次第

日時：平成30年8月7日（火）午後3時00分から

場所：市川市八幡2-4-8 旧八幡市民談話室

ボランティア・NPO活動センター3階会議スペース

次 第

1. 議 題

- (1) 市川市市民活動団体事業補助金交付申請の審査
- (2) その他

第4回 市川市市民活動団体事業補助金審査会会議録

1. 日 時：平成30年8月7日（火）午後3時00分から
2. 場 所：市川市八幡2丁目4番8号 ボランティア・NPO活動センター
3. 議 題：（1）市川市市民活動団体事業補助金交付申請の審査
（2）その他
4. 出席委員：金丸会長、坂口委員、岩松委員、福井委員、大西委員、竹中委員、小野委員、鈴木委員（8名）
5. 事務局：谷内課長、小林主幹、矢萩主任、玉木主任主事（4名）
6. 内 容

金丸会長： ただいまから、平成30年度第4回市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会いたします。それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたらお願いいたします。

事務局： はじめに、7月25日、26日に行われた部会の結果についてお知らせいたします。

資料1をご覧ください。申請された86件のうち、受付番号21番いちかわ市民ミュージカル実行委員会を除く、85件については、疑義がありませんでした。従いまして、本審査会で委員の皆様にご承認いただければ、補助決定となります。

次に、網かけのあるものは、決定通知書に審査会からの指摘事項を記載の上、交付する予定です。対象は9件ございます。

資料2をご覧ください。事務局で作成した案文をご説明いたします。1ページ目、8番「市川市マンション管理組合協議会」について、事業目的に沿った成果として個々のマンションの共益にとどまらず、地域との連携や広がりを示してほしいとのご指摘があったことから、市川市市民活動団体事業補助金交付申請書や市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書に「事業を通して地域にどのような効果をもたらしたか」を説明していただくよう記載する予定です。

19番「古事記に親しむ会」について、講座の参加費と同様に見受けられる収入があることから、申請事業に関連して生じる収入は事業収入として計上していただくようのご指摘のとおり記載する予定です。

22番「特定非営利活動法人まつぼっくりの会」について、申請者の判断により補助対象経費として申請しないため、本申請事業費に計上されていない報償費がありました。

これについて、事業の規模を的確に把握する必要がある事から、今後は補助対象経費としない場合であっても、事業費に計上していただくよう記載する予定です。

2 ページ目、50 番「チームピースチャレンジャー」について、役員名簿の住所欄が事務所所在地の記載となっているとのご指摘がありました。これについて、役員個人の住所としていただくよう記載する予定です。

53 番「ラーラ・マンドリンクラブ」について、通信運搬費の内訳の詳細が記入されていないとのご指摘がありました。これについて、積算額の根拠を明示していただくよう記載する予定です。

60 番「特定非営利活動法人アート・空の会」について、計上された交通費が理事長 1 人分であることのご指摘がありました。これについて、申請事業に他のスタッフも交通費がかかっているような場合は補助対象経費として計上し、団体としても適切な支出を促す旨記載する予定です。

3 ページ目、61 番「視覚障害者家庭生活研究会」について、計上された補助対象金額と説明に書かれた積算額の整合が取れていないとのご指摘がありました。これについて、補助対象金額と積算額を整合していただくよう記載する予定です。

74 番「こうのとりの委員会」と 97 番「湊囃子連」はいずれも事業収入は計上されているが、説明欄の記入がなく内容が不明であることのご指摘がありました。これについて、両者には事業収入の説明を記入していただくよう記載する予定です。

この他に各部会でいただきました、事業への肯定的なコメントや事業の広がりへのアドバイスは事務局から口頭により申請者へお伝えいたします。

4 ページ目、全ての申請事業への決定通知に記載し、事務局から周知を考えている内容が 2 点ございます。

1 点目は、市川市市民活動団体事業補助金収支予算書に計上された金額の根拠をより詳細に記載していただきたい旨をお願いするものです。

2 点目は、団体が外部講師に報酬を支払う場合の源泉徴収義務について、事務局から税務署に確認をいたしました。金額に関わらず、個々のケースに拠るとの回答で、一律の周知は難しい事から、個々で詳細を問合せいただき、適切な手続きをとっていただくよう注意喚起するものです。

次に、A 部会において疑義のあった受付番号 21 番「いちかわ市民ミュージカル実行委員会」の事業について、資料 3 をご覧ください。

A部会では、本事業の予算規模の大きさから、審査にあたりより詳細な支出明細を把握する必要がある事、事業収入の大きさから非営利性について、会員への報酬、人件費といった支出の有無について把握する必要がある事についてご指摘をいただき、申請者に対して資料3の質問書により、回答を求めました。資料3には団体から提出された回答と、回答をもとに事務局でヒアリングをした内容を補足資料として添付しております。

団体からの回答1について、別紙として添付されております支出明細書は、左に、前回平成28年度に実施している第8回の公演の決算額と、右に、今年度申請している第9回公演の予算額を並べて提示しております。また、この支出明細書を補足するものとして事務局で作成した補足説明資料を添付しております。

団体からの回答2について、会スタッフへの人件費はないものの、会の委員である吉原氏については、作・演出・脚本・作詞への報酬として支出がある、との回答でした。

NPO法によると、役員が役員報酬を受け取る事、スタッフが給与を受け取る事は認められております。これは個人の専門スキルに対する報酬であり、役員報酬と異なるものではございますが、団体が当該団体構成員へ報酬、人件費を支払う事は問題ないものと考えられます。

事業の非営利性について、市川市市民活動団体事業補助金収支予算書の事業収入の欄をご覧ください。各回の入場見込みは指定席450席、自由席300席、当日券20席の合計770席となります。団体によれば、大ホールの2階席はつぶして1階席、全1,000席を使用し、8割弱入れば過去の経験を踏まえ大盛況であり、収入を多めに見積もっている、大きく支出がある中で、毎回黒字となる事はないとの事でした。

営利、非営利の判断は利益を会員に配分しているか、という所に拠りますので、黒字とならない事からも利益は出ておらず、会員への報酬の支出は利益の配分にあたらぬ事からも、事務局では非営利事業であると考えております。

団体から提出された回答を踏まえて、補助が妥当かどうかについてご審査をお願いいたします。

なお、補助決定の可否判断は無記名の投票によって行います。出席委員の過半数を以て補助が妥当と判断していただいた場合は、補助決定となり、そうでない場合は、次回審査会に申請者を呼び、直接お話しをお伺いしたうえで、最終的な判断を行います。

説明は以上になります。

金丸会長： はじめに、部会で疑義がなかった 85 件については補助決定といたします。次に、申請者に伝える内容について補足や修正があれば挙手をお願いいたします。

小野委員： 97 番の湊囃子連についてですが、市川市市民活動団体事業補助金収支予算書内の「事業収入」の内容について、会費によるものとの記載があります。こちらについては「事業収入」ではなく、「会費充当」の項目に含めて記載するほうが適切かと思えます。

事務局： 団体の会費から事業への経費に充てるのであれば、「会費充当」に計上するようお伝えいたします。

金丸会長： 続いて、疑義があった 21 番の事業について、質問がある方は挙手をお願いいたします。

岩松委員： まず一点目は、市川市市民活動団体事業補助金収支予算書の記入についてですが、補助対象経費の使用料および賃借料以外の項目が 0 円となっております。このような申請の仕方ですと、総額の費用の活動の中で不足があるため、会場費を負担して欲しいという様に読み取れてしまいますが、よいのでしょうか。

もう一点目は公益性についてです。公益性とは一般の市民に何らかの利益がある事という事になると思えます。団体の活動の内容は意義のある活動だと思えます。しかし参加される方々は有料で参加しているものになりますので、そのような団体活動に対して、足りない費用の部分を補填するような補助金の申請というのは良いのでしょうか。公益性は市川市市民活動団体事業補助金の一つの重要な要素になると思えます。30 万円という多額の補助金を交付するにあたり、公益性をしっかりと検討する必要があるかと思えます。

坂口委員： 岩松委員のお話に関連して、市民ミュージカルの出演者については参加費の計上がないようなのですが、無料で参加できるのですか。それともチケットの購入が参加費の代わりになるようなものなのですか。

事務局： 申請された市民ミュージカルの公演事業については出演者の参加費収入の計上はありません。ただし年間を通して練習を行う中で指導料という形で、出演者から団体への支払いが発生しております。団体としては、公演自体の事業とそれまでの練習については事業を切り分けて考えております。また、指導料収入については一年間の稽古の中で消費されるものであり、申請事業に係る経費に充当する分はないとの事です。そのため出演者から集めた指導料は別事業のものとして整理しており、申請事業の収入には含めておりません。

坂口委員： 準備については事業を行う費用に含めていないという事ですか。ミュージカルを行うための練習であると思いますが、あくまでもこの事業を行うための費用ではなく他の事業の費用であるとの事ですか。

金丸会長： 事業の考え方については団体の裁量が大きい部分ではあるかと思いますが、ただ、出演される方が同じという面では疑義が出てくる事もあるかと思いますが。ちなみに岩松委員からのご指摘の公益性についてはどのように考えますか。

岩松委員： 公益性という面が全くないとは思いませんが、かなり多額の寄付金収入や広告協賛金などを得ている点からみても一つの事業として成立しているように見受けられます。

事務局： 補助対象経費に記載している費用は、使用料および賃借料のみとなっております。これにつきましては、団体の補助金交付申請及び実績報告に係る事務手続きの負担軽減のため、事務局から各団体に実績報告の際に支出の根拠として領収書等の提出を求めるのは、補助対象経費分のみとお伝えしております。事業に係る支出規模が大きくなる程、団体にとっては領収書等の提出に係る負担が大きくなります。これを考慮して補助金額は、対象となる経費の1/2、上限額30万円であることから、対象となる経費のうち1つの費目で60万円を超えるような場合は補助対象経費欄への記入についても当該費目のみの記載でよいと案内をしていた経緯がございます。そのため団体自ら使用料および賃借料のみ補助金対象としたのではなく、事務局からの案内により、今回のような記載となったものです。

岩松委員： 事業に要する経費のすべての詳細がなくては費用の面で、公益性があるかどうかという判断ができないように感じます。

金丸会長： 現行の制度ですと、申請方法に誤りがあるというわけではないと思います。今回の件でも消耗品費などの計上でもよいかと思いますが、使用料および賃借料での計上がわかりやすいという事で、申請の補助対象経費とされたのだと思います。事務局としてもそのような案内をとっているとの事ですので、申請方法に誤りがあるというわけではないと思います。公益性という点については、その他市長が必要と認める書類の平成29年度の事業報告内の割合で事業の公益性を判断する事になっているかと思いますが。

岩松委員： 趣味の活動は本来補助金の対象外であるというルールの中で、市民に利益があり、広く市民が参加できるようなものについては、補助金対象事業と認められるとなっております。事業に要する経費の一部しかわからないようではそういった判断も難しくなってくるかと思いますが。

小野委員： 受付番号 57 番国分川鯉のぼり実行委員会のように 1 つの費目だけでなく、2 つ以上の費目を記入してもらおうとした方がお金の流れがみえるように思います。

坂口委員： 市民ミュージカルの開催までの出演者の練習は補助対象事業ではないのであれば、市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書に稽古を記載すべきではないと思います。私個人の意見としては、稽古も対象事業として含めて考えて、これに係る指導料等の収入についても市川市市民活動団体事業補助金予算書に含めて記入したほうがよいと思います。

昨年の事業については事業規模が大きく異なるように思われますが、事業内容は違うものなのでしょうか。

事務局： はい。市民ミュージカル公演は隔年開催のため昨年度は異なる内容の事業で補助金申請を行っております。

金丸会長： その他市長が必要と認める書類の平成 29 年度の事業報告に記載された合同発表会とはどのようなものですか。

事務局： 昨年度、市民ミュージカル実行委員会は「いちかわ市民ミュージカル文化祭」という 15 サークルによる合同発表会事業を補助対象事業として申請しております。

金丸会長： 昨年の補助対象事業内容という事ですね。わかりました。

他に何か質問がございませんようでしたら、21 番について採決を行います。事務局は投票の準備をお願いいたします。

…………… 無記名投票による採決を行いました。……………

金丸会長： 採決の結果、出席委員 8 人のうち、賛成 7 人、反対 1 人となり、出席の過半数の委員に賛成いただきましたので、21 番は申請内容どおりとなり補助金交付について承認いたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。事務局に進行をお返しいたします。

事務局： ありがとうございます。事務局から連絡事項をお伝えいたします。次回は 8 月 4 週目の開催を予定しておりましたが、本日全ての事業の補助金交付についてお認めいただいたため、次回は来年 5 月の実績報告の審査となります。開催の案内は別途お送りいたします。連絡は以上になります。

金丸会長： これで、平成 30 年度第 4 回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会いたします。本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。